

議案第 14 号調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論

本条例は義務教育就学児1. 2. 3年の医療費の助成について所得制限を撤廃するための条例改正の提案です。

自治体が活動を行うための費用を、市民が負担するものを税といいます。税金は多くの場合に、所得税のように所得が高ければ高い程、税率が引き上げられ定率ではありません。それは高所得者ほど税金を負担する能力が高く、かつ税金による低所得者への所得再分配効果による課税の公平を達成するための手段として、広く採用されている概念です。

しかし、保険料は負担と給付の関係から、保険料はいかに高所得者であっても上限が設けられています。一方、低所得者には負担が大きい制度です。保険料は所得に応じた負担によって財源の配分が必要と考えられていることから、医療費については所得の低い人への配慮を優先すべきです。今回提案されている義務教育就学時医療助成は、例えば扶養親族等が2名であれば698万、3人であれば736万円以上の収入の世帯に対して所得制限を撤廃し医療費を無料にするための改正です。本年度予算案の国保会計は250億4000万円余ですが、保険料の収入では賄えず、一般会計から36億9千万円余、これは前年度比1億6000万円余の増額を繰り入れなければ運営できません。来年度から慢性的な赤字が続く国民健康保険の運営主体が市から都に移りますが、市は財政構造の見直しや国保の徴収率の改善を行う最中、年間5000万円を超える負担を増やすことは、赤字を増やすことに他なりません。また、この政策を行うことで、本来国から入る国庫負担金が減額される対象にもなります。

2月末に東京都が小中高生と保護者を対象とした子どもの生活実態調査の中間まとめが発表されましたが、この調査は墨田、豊島、日野、調布市の小5、中2、高2の約2万世帯を対象に実施したものです。調査結果によりますと、食料品や衣料が買えなかった経験や公共料金の納付状況などから生活困難層を定義していますが、調査した2割が該当するという結果でした。これが調布市民の実態です。予算編成方針でも事業を厳しく精査としていますが、市では今回、養護施設を巣立つ子への家賃援助、あるいは学習支援を予算化しています。こういった政策こそ優先順位の高い事業であり、5000万円という財源が、家庭環境により学ぶ環境にない子供達や食事の問題など様々な課題を抱えた子供達に生かし使われたら、まさに市が言う生まれ育つ家庭の状況に関わらず、子ども達が安心して育つ、今待たれている喫緊の課題解決に向けた政策が実現できます。私は平成15年に市が他市にさきがけて行った乳幼児医療費助成の所得制限の撤廃の際にも同様な理由で反対しました。限りある財源をどう生かしていくのかが問われています。徴収に努力する一方で、ばらまくような政策を行うべきではないことを指摘し反対の討論とします。